

平成27年12月18日
堺市上下水道局

泉北下水処理場1系最初沈殿池棟耐震補強工事(その2)の設計図書の訂正について(通知)

泉北下水処理場1系最初沈殿池棟耐震補強工事(その2)の設計図書(図面)について、下記のとおり、一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みです。再度ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を下記のとおり訂正していただきますよう、お願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1. 訂正箇所及び内容

<図面>

・A-02 2章仮設工事 8足場その他

「※図示」を「※行う ・行わない」に変更する。

[illegible]

[illegible]

特記仕様書 〔営繕編〕 〔改修工事版〕										No.1																																																																													
I. 工事概要																																																																																							
1 工事名称		泉北下水処理場1系最初沈殿池棟耐震補強工事(その2)								3 1																																																																													
2 工事場所		堺市中区八田西町1丁2番1号								2																																																																													
3 工事概要		a 工事種別 ○改修 ○その他 () b 防火地域 ・防火 ○準防火 c 用途 主要用途 下水処理施設 d 工事対象延べ面積 m e 構造 f 工事内容 ・耐震補強壁設置 ○鉄骨ブレース設置								4																																																																													
4 工事範囲		① 既設改修工事 2. 屋外附帯工事 3. 撤去工事 4. その他工事 ()								5																																																																													
5 別途工事		① 電気設備工事 ② 給排水衛生設備工事 3. 空調調和設備工事 4. ガス設備工事 5. 屎尿浄化槽設備工事 6. 植栽工事 ⑦ その他工事 (プラント工事) 8. なし																																																																																					
II. 工事仕様																																																																																							
1 共通仕様		質疑回答書、設計書、特記仕様書、図面に記載されていない事項で本工程に関係のある事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、「公共建築工事標準仕様書(平成25年版)」(以下「様仕」という)及び「公共建築改修工事標準仕様書(平成25年版)」(以下「改修様仕」という)による。なお、特記仕様書目録の1、2、3等の数字は「様仕」を示し、改1、改2、改3等の数字は「改修様仕」を示す。								2 適用		特記仕様書の取扱については、下記による。 a. 章、項目欄は番号に○印をつけたものを適用する。 b. 特記事項欄は、○印の付いたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 c. 章、項目欄に○印があり特記事項欄に記入のない場合、その項目は様仕の本文通り適用する。																																																																											
3 設計図書の優先順位		設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は下記による。 1. 質疑回答書 2. 現場及び机上説明書 3. 特記仕様書 4. 図面 5. 各種標準図 6. 様仕及び改修様仕																																																																																					
章 項 目 特 記 事 項																																																																																							
一般 共通 事項	1	① 建築材料	建築材料の製造所、製品及び施工業者等は、特記されたもの及び建築材料指定メーカーリスト(以下メーカーリストという)によるもの又はこれらと同等以上とする。																																																																																				
		② 特別な材料の工法	様仕に記載されていない特別な工法は、監督員の承諾を受けて当該製品の指定工法による。																																																																																				
		3 技能士	<table><tr><th colspan="2">適用工事種別</th><th colspan="2">技能検定の職種</th></tr><tr><td>鉄筋工事</td><td>・鉄筋施工(鉄筋組立て作業)</td><td>型枠施工</td><td>・とび</td></tr><tr><td>コンクリート工事</td><td>・ブロック建築</td><td>・ALC施工</td><td></td></tr><tr><td>鉄骨工事</td><td>・アスファルト防水工事作業</td><td>・塗膜防水工事作業</td><td></td></tr><tr><td>ブロック・ALCパネル工事</td><td>・合成ゴム系シート防水工事作業</td><td>・シーリング防水工事作業</td><td></td></tr><tr><td>防水工事</td><td>・石材施工(石張り施工)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>石工事</td><td>・タイル張り</td><td></td><td></td></tr><tr><td>タイル工事</td><td>・建築大工</td><td></td><td></td></tr><tr><td>木工工事</td><td>・建築板金(内外装板金作業)</td><td>・スレート施工</td><td></td></tr><tr><td>屋根及びとい工事</td><td>・内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>金属工事</td><td>・左官</td><td></td><td></td></tr><tr><td>左官工事</td><td>・サッシ施工</td><td>・ガラス施工</td><td></td></tr><tr><td>建具工事</td><td>・カーテンウォール施工(PCR)</td><td>・サッシ施工</td><td>・ガラス施工</td></tr><tr><td>カーテンウォール工事</td><td>・塗装(建築塗装作業)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>塗装工事</td><td>・プラスチック系床仕上げ工事作業</td><td>・ボート仕上げ工事作業</td><td>・表装(壁装作業)</td></tr><tr><td>内装工事</td><td>・造園</td><td></td><td></td></tr><tr><td>植栽工事</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							適用工事種別		技能検定の職種		鉄筋工事	・鉄筋施工(鉄筋組立て作業)	型枠施工	・とび	コンクリート工事	・ブロック建築	・ALC施工		鉄骨工事	・アスファルト防水工事作業	・塗膜防水工事作業		ブロック・ALCパネル工事	・合成ゴム系シート防水工事作業	・シーリング防水工事作業		防水工事	・石材施工(石張り施工)			石工事	・タイル張り			タイル工事	・建築大工			木工工事	・建築板金(内外装板金作業)	・スレート施工		屋根及びとい工事	・内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)			金属工事	・左官			左官工事	・サッシ施工	・ガラス施工		建具工事	・カーテンウォール施工(PCR)	・サッシ施工	・ガラス施工	カーテンウォール工事	・塗装(建築塗装作業)			塗装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業	・ボート仕上げ工事作業	・表装(壁装作業)	内装工事	・造園			植栽工事													
		適用工事種別		技能検定の職種																																																																																			
	鉄筋工事	・鉄筋施工(鉄筋組立て作業)	型枠施工	・とび																																																																																			
	コンクリート工事	・ブロック建築	・ALC施工																																																																																				
	鉄骨工事	・アスファルト防水工事作業	・塗膜防水工事作業																																																																																				
	ブロック・ALCパネル工事	・合成ゴム系シート防水工事作業	・シーリング防水工事作業																																																																																				
	防水工事	・石材施工(石張り施工)																																																																																					
	石工事	・タイル張り																																																																																					
	タイル工事	・建築大工																																																																																					
	木工工事	・建築板金(内外装板金作業)	・スレート施工																																																																																				
屋根及びとい工事	・内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)																																																																																						
金属工事	・左官																																																																																						
左官工事	・サッシ施工	・ガラス施工																																																																																					
建具工事	・カーテンウォール施工(PCR)	・サッシ施工	・ガラス施工																																																																																				
カーテンウォール工事	・塗装(建築塗装作業)																																																																																						
塗装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業	・ボート仕上げ工事作業	・表装(壁装作業)																																																																																				
内装工事	・造園																																																																																						
植栽工事																																																																																							
④ 材料及び施工の検査に伴う試験	受注者は材料の受入れ検査及び施工に伴う検査を自らの責任において行うこと。又、各種試験の立会い、公共試験所へのテストピースの搬入は受注者が行うものとする。なお、試験費用は、受注者の負担とする。																																																																																						
5 騒音、振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を使用する。また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用する。なお、油圧ブレーカー(ジャイアントブレーカー、アイオン)は、原則として使用しないこととする。																																																																																						
⑥ 記録及び工事写真	様仕1.6.1による他、下記写真類を併せて提出する。尚、工事写真の撮り方は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真の撮り方(改訂第3版)建築編による。現況写真 工事場所及びその付近の必要と思われる箇所について着工前に写真を撮り提出する。 ※1部・()部 提出 工事写真 各工程に沿って、日付内容その他必要事項を記入の上、順次アルバムに整理を行う。 ※1部・()部 提出 工事出来高写真 中間支払いを請求する場合は、出来高が明確になるように写真を撮り提出する。 ※1部・()部 提出																																																																																						
⑦ 設備工事との取り合い	施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部分の貫通口、開口部、スリーブ等の補強 ※図示した壁・天井の仕上げ材・下地材の切込み及び下地材の補強 ※駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 施工図の確認 設備機器の位置、取り合いなどの検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。																																																																																						
8 設計基準線	※図示 ・設計GL=OP+																																																																																						
⑨ 完成図等	工事完成時に完成図、施工図、保全に関する資料及び工事関係書類を保管箱(別表)に入れ、提出すること。 完成図を製本(※A2・原寸図)して2部提出すること。 尚、完成図は電子データにより提出すること。 詳細については、完成図作成要領による。																																																																																						
章 項 目 特 記 事 項																																																																																							
一般 共通 事項	1	⑩ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。																																																																																				
		11 完成写真	竣工後、外観、室内各室を撮影しカラーキャビネット版をアルバムに整理の上提出する。 ※1部・()部 提出 ・外観竣工写真(面) 部 提出 ※無し ・有り																																																																																				
		⑫ 支給物品	保証年限の起算日は契約竣工日の翌日とする。 保証書は2部提出すること。																																																																																				
		⑬ 保証	1 建設業法第26条及び、工事請負契約書第10条に定める受注者が工事現場に配置しなければならない現場代理人、監理技術者、主任技術者、及び専門技術者については、適切な資格、技術力等を有する者を配置すること。 (注) 工事現場に常駐して専らその業務に従事する者で受注者と直接かつ、恒常的な雇用関係にある者に限る。 2 建設業法第22条及び、工事請負契約書第5条に違反する一括下請負、不必要な重層下請負その他不適切な形態による下請契約により、工事を施工するなど契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行わないこと。 3 特定建設業の許可を受けないで、下請代金の総額が建設業法施行令第2条で定める金額が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる下請契約を締結することはできないのでとくに留意すること。																																																																																				
		⑭ 建築工事の適性な施工の確保について	1 シンナー等有機溶剤の保管場所については、他の材料と区別し旋錠する等保管管理を厳重にし盗難の防止に努めること。尚保管するときは換気に注意し、一定量以上保管する場合は消防法等関係法令に従うこと。 2 使用後は現場に放置することなく、速やかに持ち帰る等の処置を講ずること。																																																																																				
		15 シンナー等の保管について	ホルムアルデヒド・VOC(揮発性有機溶剤)等の放散量を最小限にするために、建材・施工材(接着剤・塗料)の工程管理に留意し、作業中は室内の通風・換気を充分に行い、ホルムアルデヒド・VOC(揮発性有機溶剤)の空気中の濃度低減を計ること。 工事竣工後も建物の引継ぎをするまでの間は室内の通風・換気を充分に行うこと。																																																																																				
		16 シック・ハウス症候群対策について	1 発生材の抑制、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用を行うこと。 なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。 2 受注者が排出業者とならない場合にあっても、原則として受注者が該当工事に伴って生じた全ての建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 3 受注者は収集運搬及び処分を委託する場合は、受注者と収集運搬業者との間の契約及び、受注者と処分業者との間の2者間契約を締結し事前に許可証の写しを監督員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は受注者の責任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。 4 処分方法の特記にないものについては、構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適正に処理し、監督員に報告のこと。																																																																																				
		⑰ 発生材の処理	受注者は、受注時及び竣工時において請負代金額が500万円以上の工事については、コリンズ(工事実績情報システム)に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に登録しなければならない。登録後は速やかに「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。 また、設計変更時(工期変更、請負代金額変更)及び技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。 いずれの場合も、登録事由発生時から10日以内(土・日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)に登録しなければならない。																																																																																				
		⑱ 施工体制台帳 施工体系図	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「公共工事入札契約適正化法」という。)の定めに従い、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。また、一度作成した施工体制台帳の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに変更された施工体制台帳の写しを監督員に提出しなければならない。 また、上記下請契約を締結した場合、受注者は、各下請負人の工事現場における工事の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに施工体系図を変更しなければならない。 施工体制台帳及び施工体系図の作成等に関しては、建設業法及び公共工事入札契約適正化法の定めに従うものとするほか、施工体系図では、建設工事だけでなく建設工事以外を請け負う下請負人(産業廃棄物及び建設発生土等処理業者(収集運搬業者、中間処理業者、処分業者)並びに営繕業者等)においても、記載すべき下請負人の対象として扱うこととし、建設発生土等の搬出先についても、施工体系図の中で明示するものとする。また、受注者は、すべての下請負人が記載された施工体系図の写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、変更された施工体系図の写しを速やかに監督員に提出しなければならない。 受注者は、監督員等から公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。																																																																																				
		20 火災保険について	この工事の施工にあたり、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すること。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市上下水道事業管理者に提出すること。 保険期間 工期プラス1か月 被保険者 堺市上下水道事業管理者 保険金額 部分払いするときの出来高金額以上 なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと火災保険金の受け取りを堺市上下水道事業管理者とした保険会社発行の証明書を提出すること。																																																																																				
		⑳ その他の保険について	この工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。 第三者に与えた損害の補償 ・請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償 ・法定外労災補償(建設共済)又は労働災害総合補償																																																																																				
		㉑ 公共事業労務費調査	本工程が公共事業労務費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。なお、下請業者についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。																																																																																				
章 項 目 特 記 事 項																																																																																							
一般 共通 事項	1	㉒ 共通費実態調査	本工程が共通費実態調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。共通費実態調査は受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費精算に適切に反映させることを目的とする。なお、調査票は監督員から配布するものとする。																																																																																				
		㉓ 建退共について	建設業退職金共済制度(以下「建退共」という)は、建設現場で働く労働者を被共済者としたものであり、受注者のみならず下請け業者までこの制度の主旨を理解し、各建設現場ごとに建退共の証紙を購入し、契約締結後1ヶ月以内に「退職金掛金収納書届」を提出する。 標識掲示場所は工事用表示板の付近の見やすいところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識(黄色の標識)を掲示する。																																																																																				
		㉔ 工事の下請け及び原材料の購入について	工事の一部を下請けさせる場合及び原材料を購入する際は、地元産業の振興と市内業者の育成のため、市内業者へ発注するよう努めること。																																																																																				
		㉕ 公共工事特定調達品目の採用について	堺市グリーン調達基本方針に基づき、最新版堺市グリーン調達方針の定めによりグリーン調達やリサイクル製品の調達の一層の推進を図る必要があります。「堺市グリーン調達方針における公共工事特定調達品目」を本工程において市係員と協議のうえ、極力採用するものとする。 (採用した品目は実績数を記載し、報告書を作成のうえ提出のこと)																																																																																				
		㉖ 現場代理人及び技術者の専任の期間について	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任配置すべき期間は契約工期が基本であるが、次に掲げる期間については工事現場への専任は要しないものとする。また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しないものとする。 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 2 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した日(検査確認日)とする。 3 工場製作のみが行われている期間。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 4 工事用地等の確保が完了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。																																																																																				
		㉗ 施工条件その他	・工事に伴い障害物等が発見されたときは速やかに監督員に報告し協議の上施工する。 ・工事現場周辺の道路は、常時清掃すること。 ・本工程の作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。 ・作業については日曜・祝日・土曜日・年末年始並びに昼休みは作業を中止する。(但し、やむを得ない場合は市と協議を行う。) ・工事車両進入経路に道路規制が必要な場合には、事前に関係官庁に許可を得ること。 ・ガラク材、残土等の運搬車両は午前9時から午後5時までとし、それ以降の運行は行わない。 ・仮囲い内・車両通行場所は、購入土・真砂土による整地を行うこと。 ・夜下校時間帯は、生徒等に注意すること。 ・学校敷地内は禁煙とする。 ・騒音を伴う作業、コンクリート等はつりガラの搬出及び建具改修は夏期休暇終了日まで完成のこと。 ・工事に伴う官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、受注者の負担とする。																																																																																				
		29 7Aベストに関する表示	・アスベスト使用の有無を調査し、調査結果の表示を行うこと。																																																																																				
		① 仮設計画	工事に先立ち仮設計画図を作成の上監督員の承諾を得ること。																																																																																				
		②																																																																																					